

# 金ケ崎町地域公共交通網検討分科会設置要領

令和元年10月2日

## (目的)

第1 この要領は、金ケ崎町地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第8の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）策定に関する具体的な取組みや町の公共交通網等を検討するため設置する金ケ崎町地域公共交通網検討分科会（以下「分科会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事務)

第2 分科会は、次に掲げる事項を協議及び検討するものとする。

- (1) 形成計画の策定に関する具体的な事項
  - (2) 公共交通網等に関する具体的な事項
  - (3) 前各号に掲げるもののほか分科会が協議及び検討することが必要と認める事項
- (構成員)

第3 分科会の委員は、要綱第3の委員のうち、金ケ崎町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会長が指名するものとする。

2 分科会の委員の任期は、交通会議委員の任期と同じとする。

## (会長)

第4 分科会に分会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 分会長は、分科会を代表し、会務を総括する。
- 3 分会長に事故があるとき、又は分会長が欠けたときは、分会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5 分科会は、必要に応じ分会長が招集する。

- 2 分会長は、必要があると認めるときは、分科会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 分科会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

## (軽微な変更に関する取扱い)

第6 分科会において確認された軽微な変更に関する取扱いについては、分会長は、書

面による賛否を求めて、分科会の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第7 分科会において調った検討事項について、交通会議に報告をするものとする。

2 分科会において調った協議事項について、公共交通会議に承認を受けるものとする。

(事務局)

第8 会議の庶務は、商工観光課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分会長が別に定める。